

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年 9月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2項中第25号を削除する。

附 則

この改正公告は、平成19年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)